

# 介護サービスのご案内



## 居宅介護支援事業所

### <事業内容>

- ご利用者やご家族のご希望を伺いながらケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。
- ケアプランに基づき、サービスを提供する事業所や行政等との連絡調整を行います。
- 介護保険に関する相談の受付
  - 介護保険のサービスを利用したい。
  - 介護保険の手続きがわからない。
  - どんなサービスが使えるの。



対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>65歳以上の方で要介護または要支援の認定を受けた方</li><li>40歳～64歳の方については、要介護状態となった原因が特定疾患（16種類）の方</li></ul>
-----	---

- サービスのご利用等は、下記までお気軽にご相談ください。

事業所名	岩倉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地	〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1
電話番号	0587-38-0085
FAX番号	0587-38-0050
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 但し、国民の祝日（振替休日含む。）及び12月29日から1月3日までを除きます。
事業の実施地域	岩倉市内

※ご利用者に安心してサービスをご利用いただくために、個人情報保護の法令や規範を遵守し、適切に取り扱いいたします。

# 訪問介護事業所

## ＜事業内容＞

### ● 介護保険サー介ビス



サービス名称	対象者	サービス内容
訪問介護	要介護認定を受けた方	身体介護（入浴、排せつ、食事等の介助）
介護予防訪問介護	要支援認定を受けた方	生活援助（調理、洗濯、掃除等）

### ● 岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業

サービス名称	対象者	サービス内容
介護予防訪問介護相当サービス	○要支援認定を受けた方 ○総合事業対象と判定された方	身体介護（入浴、排せつ、食事等の介助） 生活援助（調理、洗濯、掃除等） ※総合事業対象と判定された方は、総合事業移行前からサービスを利用している方で継続利用が必要な方がサービスの対象です。
訪問型サービス A	要支援認定を受けた方	生活援助（調理、洗濯、掃除等） ※身体介護を必要としない方
	総合事業対象と判定された方	生活援助（調理、洗濯、掃除等）を必要とする方

### ● 障害福祉サービス

サービス名称	対象者	サービス内容
居宅介護	障害者・障害児 (身体障害者・知的障害者・精神障害者等)	入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障害者 (重度の肢体不自由者・重度の知的障害者 若しくは精神障害者)	入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談その他生活全般にわたる援助等の他外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	障害者・障害児 (重度の視覚障害者)	外出時に障害者等に同行し、移動の必要な情報を提供するとともに移動の援護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。

### ● 岩倉市地域生活支援事業

サービス名称	対象者	サービス内容
移動支援	障害者等で岩倉市が外出時に移動の支援が必要と認めた方	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

### ● サービスのご利用等は、下記までお気軽にご相談ください。

事業所名	岩倉市社会福祉協議会訪問介護事業所
所在地	〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1
電話番号	0587-38-0085
FAX番号	0587-38-0050
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 但し、国民の祝日（振替休日含む。）及び12月29日から1月3日までを除きます。
サービス提供日及び時間	年中無休 午前8時～午後8時
事業の実施区域	岩倉市内

※ご利用者に安心してサービスをご利用いただくために、個人情報保護の法令や規範を遵守し、適切に取り扱いいたします。